

特別委員会調査報告

令和 5 年 2 月 20 日

薩摩川内市議会

川内原子力発電所対策調査特別委員会

委員長 成川幸太郎

1 委員会の開催日

令和 4 年 1 2 月 2 6 日、令和 5 年 1 月 2 0 日、2 月 1 1 日（3 日間）

2 川内原子力発電所の安全対策及び関連する諸問題に関する調査

(1) 川内原子力発電所の運転状況について

令和 4 年 1 2 月 2 6 日、当局から、1 号機及び 2 号機はそれぞれ通常運転中であり、気体・液体廃棄物の放出量は年間放出管理目標値を下回っていること、固体廃棄物の貯蔵率は 74.7% であること、使用済燃料の貯蔵率は 72.1% であること、新燃料は 4 体を貯蔵していること、法に基づき国へ報告を要する事象等は該当がないことについて報告があった。

なお、調査の過程において、使用済燃料の貯蔵の状況については、今後稼働延長するとしても、貯蔵プールの容量がいっぱいになる状況が見込まれることから、事業者がどのように対応するのか、市からも回答を要請されたい旨の意見が述べられた。

(2) 川内原子力発電所 1・2 号機の運転期間延長認可に係る申請の経過について

令和 4 年 1 2 月 2 6 日、当局から、原子力発電所の運転期間は、原子炉等規制法において 40 年と定められているが、原子力規制委員会の認可を受けることで、1 回に限り 20 年を上限として延長することができること。川内原子力発電所について、原子炉等規制法に基づく運転期間延長認可申請に必要な特別点検を、1 号機は令和 3 年 1 0 月 1 8 日から、2 号機は令和 4 年 2 月 2 1 日から実施した結果、いずれも原子炉容器や原子炉格納容器などの健全性が確認されたこと。また、特別点検の結果を含めた劣化状況評価を行い、それを踏まえた施設管理方針が策定されたこと。これにより、運転開始後 60 年時点においても、運転について問題ないことを確認されたことから、令和 4 年 1 0 月 1 2 日に運転期間延長認可申請書及び原子炉施設保安規定変更認可申請書を原子力規制委員会へ提出されたことと両申請書の内容について説明を受けた。

なお、調査の過程において、委員から、「実際どの程度の劣化が進行しているのか、事業者に資料提供を求めることができないか」との質疑があり、当局からは、「原子力規制委員会における評価は、60 年運転を想定した場合に、劣化状況から、今の規制基準に適合できるのかを審査等されており、具体的な数値の提示があったとしても、その度合いがどうであるかについては難しい判断になるものとする」との答弁があった。

(3) 令和4年度鹿児島県原子力防災訓練について

令和5年1月20日、当局から、2月11日に実施する鹿児島県原子力防災訓練について報告があった。今回は、新型コロナウイルス等の感染症が流行している状況下において最大震度7の地震が発生、川内原子力発電所1・2号機の原子炉が自動停止、外部電源が喪失する旨の訓練想定であること。事故の進展に応じて、県、関係市町、関係機関が協働・連携し、地域防災計画に基づき訓練を実施すること。原子力災害の進展の状況により、P A Z及びU P Z内においては、それぞれ実際に住民が参加しての訓練が行われることなどについて説明を受けた。

(4) 現地視察

令和5年2月11日、鹿児島県原子力防災訓練を視察し、川内原子力発電所における通報連絡訓練、鹿児島県原子力防災センター及び本市総合防災センターにおける緊急事態時の災害対策本部等運営訓練、八幡地区における避難所での屋内退避訓練等について確認した。